

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	<p>中心市街地において、高度行政サービス機能の集積によるまとまった利便性の提供、歩いて暮らす安全・安心なまちなか生活環境整備を記載している。</p> <p>(1. [2] (8) 中心市街地活性化の方針)</p>
	認定の手続	<p>本基本計画の内容について、福知山市中心市街地活性化協議会と協議を行い、協議会からの提案も受けてとりまとめを行っている。</p> <p>(9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項)</p>
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	<p>中心市街地の位置および区域は、中心市街地の各要件を満たしている</p> <p>(2. [3] 中心市街地要件に適合していることの説明)</p>
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	<p>市の推進体制、福知山まちづくり株式会社、福知山商工会議所を中心とした中心市街地活性化協議会、および各種事業の連携について記載している。</p> <p>(9. 4から8までに掲げる事業および措置の総合的かつ一体的推進に関する事項)</p>
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	<p>中心市街地を高度行政サービス拠点としてコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、都市計画では特別用途地区を設定し、準工業地域での大規模集客施設の立地を制限している。</p> <p>(10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項)</p>
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	<p>平成28年度スタートの「未来創造 福知山基本計画(案)」や都市計画マスタープランで、中心市街地活性化の必要性を明記している。</p> <p>(11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項)</p>
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	<p>目標達成に必要な事業を4～8に、どのような位置付けの事業が記載している。(4.～8.)</p>

<p>性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること</p>	<p>基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること</p>	<p>記載している事業が目標達成に寄与することは（４．～８．）記載のとおり。</p>
<p>第３号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されたと見込まれるものであること</p>	<p>事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと 事業の実施スケジュールが明確であること</p>	<p>概ねの事業について、事業主体は特定されており、（４．～８．）記載のとおり。 すべての事業について、平成３２年度中に完了若しくは着手できる見込みである。</p>